

(仮称) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例（骨子案）

世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを開設し、認知症の在宅支援施策を推進する拠点として認知症施策を総合的に推進しています。

今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまう」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることもまた明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。

世田谷区は、自分らしく地域でともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

1 目的

この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の希望及び権利の尊重並びに認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）の推進に関し、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。

- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある人をいう。
- (3) 地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。
- (4) 関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体（関係機関として活動を行うものを含む。）をいう。
- (6) 私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後において自らが希望する生活に係る意思決定を行い、これを繰り返し書き記す過程及びその文書をいう。
- (7) 軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。
- (8) あんしんすこやかセンター 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内において存するものをいう。

3 基本理念

認知症施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望をもつことができ、どの場所で暮らしていても意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- (2) 区民、地域団体、関係機関及び事業者（以下「区民等」という。）が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

4 区の責務

- (1) 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
- (2) 認知症施策の実施に当たっては、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見

を聴かなければならない。

(3) 区は、本人が希望を持って暮らしていくことができるように地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むものとする。

5 区民の参加

(1) 区民は、認知症とともに生きることに希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

(2) 区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイル等に係る取組を行うよう努めるものとする。

(3) 区民は、本人とともに歩むパートナーであるという意識を持つよう努めるものとする。

(4) 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等を家族及び本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

6 地域団体の役割

(1) 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるように住民相互の支え合い及び見守り活動を積極的に取り組むよう努めるものとする。

(2) 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報を自ら発信することができる場及び地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

7 関係機関の役割

(1) 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じた適時かつ適切なサービスを受けることができるよう相互間の連携に努めるものとする。

(2) 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるように必要な情報を提供するよう努めるものとする。

8 事業者の役割

事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

9 区民等の理解の推進

(1) 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができる学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

(2) 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

10 認知症への備え等の推進

区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、孤立の防止並びに健康の保持及び増進を行うために必要な施策を実施するものとする。

11 意思決定の支援等

(1) 区は、私の希望ファイル等に係る取組を積極的に支援する。

(2) 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設ける等の必要な施策を実施するものとする。

12 権利擁護

区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

13 相談及び推進体制の支援

(1) 区は、本人及び家族等からの相談に適時かつ適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制を推進するものとする。

(2) 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

14 医療及び介護等の支援

区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時かつ適切な生活の支援、医療及び介護

その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

- (1) 認知症（軽度認知障害を含む）の早期対応及び早期支援
- (2) 本人同士の支え合い並びに社会参加活動の推進及び容態に応じた支援
- (3) 当該家族等への支援
- (4) 生活支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の推進
- (5) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービス等の提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

15 地域づくりの推進

- (1) 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。
- (2) 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。
- (3) 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。
- (4) 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人とともに歩むパートナーその他本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けること等必要な施策を実施するものとする。

16 認知症施策の総合的推進

- (1) 区長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく計画を作成し、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。
- (2) 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する世田谷区認知症施策評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければなら

ない。

17 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター

- (1) 認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成30年10月世田谷区条例第61号）第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を拠点として行う。
- (2) サポートセンターは、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して認知症施策に係る事業を行う。
- (3) サポートセンターで行う事業について必要な事項は、区長が別に定める。

18 世田谷区認知症施策評価委員会

- (1) 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
- (2) 評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。
- (3) 評価委員会は、認知症施策に関し、深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員〇名以内をもって組織する。
- (4) 前項の委員の任期は、〇年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 評価委員会は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- (6) 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

19 財政上の措置

区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。